

議案第52号

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年9月19日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

東京都最低賃金の引上げ等に鑑み、会計年度任用職員の報酬時間額を改正するため、本案を提出するものであります。

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般事務の項中「1,120円」を「1,170円」に改め、同表技術（土木、建築等）の項中「1,260円」を「1,310円」に改め、同表保健師の項中「1,880円」を「1,930円」に改め、同表看護師の項中「1,710円」を「1,760円」に改め、同表保育士の項中「1,340円」を「1,390円」に改め、同表保育士補助の項中「1,270円」を「1,320円」に改め、同表栄養士の項中「1,430円」を「1,480円」に改め、同表児童厚生員の項及び学童保育指導員の項中「1,290円」を「1,340円」に改め、同表学童保育指導員補助の項中「1,130円」を「1,180円」に改め、同表社会福祉士の項及び精神保健福祉士の項中「1,810円」を「1,860円」に改め、同表学芸員の項中「1,570円」を「1,620円」に改め、同表重労働（ごみ収集等）の項中「1,370円」を「1,420円」に改め、同表軽作業（用務等）の項中「1,120円」を「1,170円」に改め、同表給食調理の項中「1,210円」を「1,260円」に改め、同表その他の職種の項中「1,880円」を「1,930円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

小金井市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)		報酬時間額の引上げ
職種	報酬時間額	職種	報酬時間額	
一般事務	1, 170円	一般事務	1, 120円	
技術(土木、建築等)	1, 310円	技術(土木、建築等)	1, 260円	
保健師	1, 930円	保健師	1, 880円	
看護師	1, 760円	看護師	1, 710円	
保育士	1, 390円	保育士	1, 340円	
保育士補助	1, 320円	保育士補助	1, 270円	
栄養士	1, 480円	栄養士	1, 430円	
児童厚生員	1, 340円	児童厚生員	1, 290円	
学童保育指導員	1, 340円	学童保育指導員	1, 290円	
学童保育指導員補助	1, 180円	学童保育指導員補助	1, 130円	
社会福祉士	1, 860円	社会福祉士	1, 810円	
精神保健福祉士	1, 860円	精神保健福祉士	1, 810円	
学芸員	1, 620円	学芸員	1, 570円	
重労働(ごみ収集等)	1, 420円	重労働(ごみ収集等)	1, 370円	
軽作業(用務等)	1, 170円	軽作業(用務等)	1, 120円	
給食調理	1, 260円	給食調理	1, 210円	
その他の職種	1, 930円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額	その他の職種	1, 880円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額	

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第52号資料2

多摩26市における会計年度任用職員（一般事務）
の報酬時間額単価及び引上げ予定について

1 多摩26市における会計年度任用職員（一般事務）の報酬時間額単価（令和6年
4月1日現在）

1, 232円	1市
1, 190円	1市
1, 170円	1市
1, 169円	1市
1, 160円	2市
1, 159円	1市
1, 150円	3市
1, 140円	1市
1, 130円	1市
1, 120円	10市
1, 113円	4市

※ 小金井市は1, 120円

2 報酬時間額単価が東京都最低賃金（1, 163円）を下回る自治体（22市）の
報酬時間額単価改正予定額

1, 180円	1市
1, 170円	12市
1, 163円	5市
未定	4市

※ 小金井市は1, 170円に引上げ予定

※ 報酬時間額単価は、全て1時間当たりの額

会計年度任用職員の職種別報酬時間額単価の多摩26市平均との比較

単位（円）

職種	26市 平均額 ※	現行		増額	改正	
		賃金額	26市平均 との差額		賃金額	26市平均 との差額
一般事務	1,142	1,120	△ 22	50	1,170	28
技術（土木、建築等）	1,259	1,260	1	50	1,310	51
保健師	1,913	1,880	△ 33	50	1,930	17
看護師	1,757	1,710	△ 47	50	1,760	3
保育士	1,291	1,340	49	50	1,390	99
保育士補助	1,175	1,270	95	50	1,320	145
栄養士	1,456	1,430	△ 26	50	1,480	24
児童厚生員	1,335	1,290	△ 45	50	1,340	5
学童保育指導員	1,322	1,290	△ 32	50	1,340	18
学童保育指導員補助	1,172	1,130	△ 42	50	1,180	8
社会福祉士	1,826	1,810	△ 16	50	1,860	34
精神保健福祉士	1,813	1,810	△ 3	50	1,860	47
学芸員	1,601	1,570	△ 31	50	1,620	19
重労働（ごみ収集等）	1,273	1,370	97	50	1,420	147
軽作業（用務等）	1,177	1,120	△ 57	50	1,170	△ 7
給食調理	1,191	1,210	19	50	1,260	69

※ 令和6年4月1日現在の報酬時間額単価による平均額で、小数点以下を四捨五入した額